

5月行事予定

1	金	
2	土	
3	日	憲法記念日
4	月	みどりの日
5	火	こどもの日
6	水	振替休日
7	木	
8	金	精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
9	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00 体協B&G財団会長杯争奪瀬戸内市バレーボールリーグ戦【前期】(邑久B&G海洋センター体育館)19:30~
10	日	スポーツ瀬戸内市小学生バレーボール春季大会(邑久B&G海洋センター体育館)9:00~ 体協歩こう会(和気富士コース)8時29分邑久駅発赤穂線 体協エンジョイバドミントン教室(長船スポーツ公園体育館)13:00~
11	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
12	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
13	水	心配ごと相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
14	木	法律相談(牛窓町公民館)10:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
15	金	精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00 乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00
16	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
17	日	体協瀬戸内市ダブルステニス大会(邑久スポーツ公園)9:00~ 体協エンジョイバドミントン教室(長船スポーツ公園体育館)13:00~
18	月	
19	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
20	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~12:00 住宅増改築相談(瀬戸内市役所)9:00~15:00
21	木	年金相談(瀬戸内市役所)10:00~15:00 行政・なやみごと相談(瀬戸内市役所)10:00~12:00 消費生活相談(瀬戸内市役所)9:00~12:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
22	金	
23	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
24	日	体協瀬戸内市春季ソフトバレーボール大会(牛窓中学校体育館)8:30~ 体協エンジョイバドミントン教室(長船スポーツ公園体育館)13:00~ プールでOPヨット体験会(長船B&G海洋センタープール)12:00~
25	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
26	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
27	水	行政相談(牛窓町公民館)10:00~12:00 心配ごと相談(牛窓町公民館)9:00~12:00
28	木	知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
29	金	
30	土	
31	日	



その他

子どもの健診

▷場所 ゆめトピア長船
▷受付時間 午後1時15~45分

健診名	月日	対象
乳児健診(4・5ヵ月児)	5月19日(火)	平成20年12月生
乳児健診(9・10ヵ月児)	5月27日(水)	平成20年8月生
1歳6ヵ月児健診	5月13日(水)	平成19年10月生
2歳児健診	5月14日(木)	平成19年1月生
3歳児健診	5月20日(水)	平成17年11月生

河川愛護モニター

国土交通省岡山河川事務所では、河川整備など地域要望の把握、河川愛護の普及を目的にモニターを募集します。

▽募集期限 5月29日(金)
▽応募資格 吉井川(金剛川含む)、旭川(百間川含む)、高梁川(小田川含む)の近隣に在住し、河川に関心が

ある20歳以上の人。
■問い合わせ・応募先
国土交通省岡山河川事務所
占用調整課
☎086-223-5193

ポリオ予防接種

生後3ヵ月から90ヵ月に至るまでの間に、計2回行います。

▽日時 5月21日(木)
午後1時30分~2時
▽場所 ゆめトピア長船
※母子健康手帳、記入した予防票をご持参ください(予防票は、会場にもあります)。

■問い合わせ先

市健康づくり推進課
☎0869-26-5962

地区敬老会補助金の廃止について

敬老会を実施している団体に対する地区敬老会補助金は、平成21年度から廃止となりました。厳しい財政状況の中、より支援が必要な高齢者へのサービス事業を維持するための措置です。高齢者福祉

の向上のため、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先

市いきいき長寿課
☎0869-26-5948

人権擁護委員交代

東原孝至さんに代わり、眞嶧貴美子さんが4月1日付けで法務大臣から委嘱を受けました。任期は3年間です。

■問い合わせ先

市市民課
☎0869-26-3922

表紙説明

市内各小学校で、4月9日、入学式が一行われました。表紙写真は、邑久小学校の一年生。新しい制服に身を包み、ちよっぴり緊張していたようですが、どの子どもの目もこれから始まる学校生活への希望に満ちあふれていました。

人の動き

《平成21年4月1日現在》

人口 39,599人(-44)
男 18,850人(-19)
女 20,749人(-25)
世帯 14,307戸(+15)

ご存知ですか? 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

満20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の人一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。また夜間・定時制課程や通信制課程の人も含めます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、次の年度も在学予定の場合、4月始めに再申請の用紙が送付されますので、引続き学生であれば、必要事項を記入し返送すれば、学生納付特例が1年間継続されます。学生でない30歳未満の人については、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。これらの制度について、申請を行わず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合でも、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された猶予期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入しますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。詳しくは下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先
市市民課 ☎0869-22-1790
岡山東社会保険事務所 ☎086-270-7928